

議案第 82 号

石岡市部等設置条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市部等設置条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 26 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

令和 7 年 11 月 30 日をもって、石岡市八郷総合支所園部出張所を廃止するため。

石岡市部等設置条例の一部を改正する条例

石岡市部等設置条例（平成17年石岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し及び同条第1項中「及び出張所」を削り、同条第2項の表石岡市八郷総合支所園部出張所の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。